

税の申告のための 障害者認定書を交付します

税の申告時、障害者手帳を持っていない人が、障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象者

65歳以上の介護認定者などのうち、身体障害者に準ずる者と認められる場合や、6か月以上寝たきりの人

申請方法

福祉課窓口で申請してください。なお、寝たきりの場合は、医師の診断書又はおむつ使用証明書が必要です。

☎ 認定の見込みや申請の詳細は
福祉課障害福祉係

☎ 985-4112
税の障害者控除については
税務課町民税係

☎ 985-4110

還付を受ける確定申告は1月からできます

平成21年分の所得税の払い戻しを受ける還付申告は、平成22年1月から松山税務署（松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎）で受け付けています。還付申告は早めに済ませると、早く税金の還付が受けられます。

☎ 確定申告期間中（2月16日（火）から3月15日（月）まで）、役場での申告は混雑が予想されます。還付申告の人は書類が整い次第、早めに申告することをお勧めします。

☎ 税務課町民税係

☎ 985-4110

年金受給者の皆さんへ 源泉徴収票は 大切に保管を！

老齢や退職を事由とする年金を平成21年中に社会保険庁から受けていた人には、平成22年1月末までに『公的年金等の源泉徴収票』が送付されます。

これは、所得税の確定申告の際に必要となりますので大切に保管してください。

なお、死亡された人には送付されませんので、必要な場合はお早めに「ねんきんダイヤル」へご相談ください。

また、再交付についても「ねんきんダイヤル」へお電話ください。

☎ 松山西社会保険事務所
庶務・年金給付課 ☎ 925-5110
町民課住民係 ☎ 985-4106
ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
(IP電話・PHSの場合) ☎ 03-6700-1165

◆ 確定申告の無料相談会 ◆

四国税理士会松山支部では、次のとおり所得税の確定申告の無料相談を行います。

期 間	時 間	場 所
1月26日(火)～29日(金)	9時～16時	松山市役所本館 11階大会議室
2月 3日(火)～ 5日(金)	10時～16時	いよてつ高島屋9階ロースホール
2月 9日(火)・10日(水)	9時～16時	松前町役場 2階大会議室

対象者

関与税理士のいない所得者で、給与所得者と年金に係る雑所得者（住宅借入金等特別控除適用者と不動産などの譲渡関連の所得を有する者を除く）

申告に必要な書類

- 税務署から送付された申告書用紙があればその「申告書」
- 所得の計算に必要な書類（年金や給与の源泉徴収票など）
- 医療費の領収書（集計はご自身で）
- 社会保険料控除証明書又は領収書
- 生命保険料、地震保険料などの控除証明書
- 印鑑（認印で可）、筆記用具、電卓など
- 還付金の受取口座のわかるもの

※前回無料申告を受けた人で、e-Tax を利用した人は20年分の控除の申告書が入っている黄色の封筒を持参してください。

☎ 四国税理士会松山支部 ☎ 945-5761

年金をあきらめないで 「カラ期間」はありませんか

■裁定請求

老齢基礎年金は、25年の受給資格期間を満たした人が65歳になると支給されます。

しかし、支給される条件がそれほど自動的に支給されるものではなく、「裁定請求」という手続きを行って始めて支給されることとなります。

■裁定請求書の事前送付

裁定請求漏れを防ぐため、社会保障庁は、平成17年10月から25年以上の加入期間がある65歳（老齢厚生年金では60歳）の人に、受給年齢になる3か月前に「裁定請求書」を送付しています。また、加入期間が不足している人には、裁定請求書の代わりに「年金に関するお知らせ」はがきを送付しています。

しかし、加入期間が25年に満たないからといって、裁定請求の手続きをあきらめないでください。

■カラ期間について

カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。

カラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間などで、主なものは次のとおりです。

- ① 厚生年金等加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間
 - ② 学生であった平成3年3月以前の期間
 - ③ 海外在住の期間
 - ④ 厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以降に国民年金加入期間がある場合に限り）
- これらのカラ期間があると思われる人は、年金の受給権に結びつくこともありますので、役場又は社会保険事務所でご相談ください。

☎ 松山西社会保険事務所

庶務・年金給付課

☎ 925-5110

町民課住民係

☎ 985-4106

結婚50年目のご夫婦を表彰します

町では、金婚式を迎えられるご夫婦へのお祝いを、毎年4月に行われる各校区の老人クラブ総会に併せて行っています。

町内在住で、結婚50年目のご夫婦（昭和35年中に結婚されたご夫婦）は、各校区の老人クラブ会長又は健康課地域包括支援センター係までご連絡ください。

☎ 松前校区会長 重川 源

☎ 984-2208

北伊予校区会長 高石 勝

☎ 984-2718

岡田校区会長 郷田 光生

☎ 984-4267

健康課地域包括支援センター係

☎ 985-4205

1日健康教室（ヘルスサポーター21事業）

健康は毎日の生活習慣、特に食習慣の積み重ねが大切です。どなたでも参加できます。お気軽にお申し込みください。

日時 1月27日(水) 9時～14時30分
場所 松前町総合福祉センター
内容 健康講座・調理実習
参加費 200円
持参品 エプロン・三角巾・筆記用具・タオル
(※裸足になれる格好で)
申込締切 1月18日(月)
申込先 健康課保健センター係 ☎985-4118

2010年世界農業センサスにご協力を

平成22年2月1日現在で、全国一斉に“農業の国勢調査”といわれる「2010年世界農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるため、5年ごとに実施される大切な調査です。1月中旬から、農林業を営んでいる皆さんのところへ調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。なお、調査票に記入された事項は統計以外の目的には使用されません。

☎ 財政課統計電算係 ☎985-4101



浄化槽設置補助金交付対象区域の変更

平成21年度中に公共下水道事業計画認可区域が拡大され、新たに南黒田地区の一部が認可区域となる予定です。これに伴い浄化槽設置整備事業補助金の交付対象区域が変更になります。下図の変更区域は補助金の交付対象地区でなくなりますのでご注意ください。

☎ 985-4126
 上下水道課下水道業務係



平成22年 松前町新春年賀のつどい

新しい年が、町民の皆さんと松前町にとってすばらしい年になることを祈念して「新春年賀のつどい」を開催します。

初釜もご用意していますので、お誘い合わせのうえ、お越しください。

日 時 1月4日(月) 11時～12時
 受付 10時30分～
 場 所 松前総合文化センター広域学習ホール
 主 催 松前町新春年賀のつどい実行委員会
 松前町商工会
 松前町区長会
 フレッシュ・リブまさき
 松前町民生委員児童委員協議会
 松前町文化協会
 松前町老人クラブ連合会
 松前町体育協会

第31回松前町公民館研究大会 平成21年度松前町生涯学習推進大会

～元気になる地域づくり 好きです松前町～

日 時 2月7日(日) 受付 12時30分～
 開会行事 13時～
 場 所 松前総合文化センター 広域学習ホール
 主な内容 基調講演 (13時40分～)
 講 師 放送大学愛媛学習センター所長 讃岐 幸治 先生
 演 題 (仮)「生涯学習・社会教育に寄せる思い」
 実践発表 (15時～)
 徳丸・北黒田・昌農内分館



放送大学愛媛学習センター所長
 讃岐 幸治 先生

各分館の実践発表を行った後、会場の皆さんとともに、活力ある公民館活動やもっと好きになれる松前町について意見交換を行います。

※手話・要約筆記がつきます。

☎ 社会教育課生涯学習係
 985-4135